

第4回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時
開催場所

平成31年4月11日（木） 午後3時15分
岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三
林 安廣 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治
森瀬 宏 ・ 野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 林 明
江崎 和浩 ・ 中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男
古田 薫 ・ 松野 芳正

会 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 一仁 ・ 伊藤 義照 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先
奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 神谷 保行 ・ 岸野 治郎
高橋 直美 ・ 田中 鉄男 ・ 辻 政廣 ・ 戸崎 和美
丹羽喜美夫 ・ 福井 正弘 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇
村瀬 新一 ・ 村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事 務 局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	高島 明見	主査	則竹 邦彦
主査	高橋 伸和	主任主事	中山 瞳
主任主事	大嶽 紘代	主任主事	坂口由充加

関 係 者

農林部長	川合 正能
農林部次長兼農林政策課長	大久保義彦
農林部施設整備審議監	
兼食肉地方卸売市場長	華井 康伸
農林園芸課長	前田 勝人
畜産課長兼家畜診療所長	佐藤 文勝
農地整備課長	鵜飼 徹
中央卸売市場長	奥村 直彦
農林部農林政策課副主査	谷口 匠
農林部農林政策課主任	本條 由貴
農林部農林政策課主任	出口 大治
農林部農林政策課主任	渡部 大輔
農林部農林園芸課副主幹	河合 直哉
農林部農林園芸課主任主事	林 孟甫
農林部農林園芸課主事	奥田 浩司

議 案

- 第 17 号 平成 31 年度農業施策・予算編成等に関する要望書
回答及び平成 31 年度農林部予算概要と農林水産関
係予算について
- 第 18 号 平成 31 年度農業委員会農業振興対策の重点事業計
画について
- 第 19 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点
検・評価（案）並びに平成 31 年度の目標及びその
達成に向けた活動計画（案）について
- 第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地
の買受適格証明願の審議について
- 第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議に
ついて
- 第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請
の審議について
- 第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4
条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定によ
る農地転用届出の受理の報告について
- 第 24 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農
地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者
証明願の審議について
- 第 25 号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 26 号 農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定につ
いて
- 第 27 号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定
について
- 第 28 号 岐阜市農業委員会嘱託員の設置及び勤務条件に関す
る要綱の制定について

議 長

それでは、平成 31 年第 4 回農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19 名中 19 名で全員出席ですので、
本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者
を指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

それでは、議席番号16番江崎美咲委員、議席番号17番國井忠男委員、両委員よろしく申し上げます。

議長

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第17号平成31年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び平成31年度農林部予算概要と農林水産関係予算についてを議題といたします。農林部次長から説明をお願いします。

大久保
農林部次長

それでは、議案第17号平成31年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び平成31年度農林部予算概要と農林水産関係予算について、私から一括して説明いたします。

初めに、要望書に対する回答でございます。

議案の4ページを御覧ください。

1 農業委員会活動についてに関する要望について回答させていただきます。

農政推進委員会の果たす役割は、地域営農の活性化、農地の保全・管理、地域担い手の発掘・育成と、それらの担い手への農地集積方針を記した人・農地プランの合意形成など、本市農政を推進していく上で必要不可欠であると考えておりますので、引き続き予算の確保に努めてまいります。

続きまして、2 経営所得安定対策等についてに関する要望について回答させていただきます。

産地交付金は、水田フル活用ビジョンに基づき、飼料用米、麦、大豆等戦略作物の生産性向上、地域振興作物の生産等といった新たな取り組みに対して支払われる交付金であり、過去の実績及び今後の取り組み方針に応じて地域農業再生協議会に枠配分されます。この配分枠を余すことなく活用するため、農政推進委員会やJAぎふ等といった関係機関と連携し、さらなる高付加価値化や低コスト化といった取り組みを推進し、魅力ある産地づくりを進め、引き続き予算の確保に努めてまいります。

続きまして、5ページを御覧ください。

3 農地中間管理事業についてに関する2点の要望について回答させていただきます。

(1) につきましては、農地中間管理事業を活用して、農地を貸付ける農地の出し手に対し、機構集積協力金を交付することで、地域の実状に即した農地の集積や連坦化を進め、農業生産の向上を図ってまいります。

(2) につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局と連携し、農地の状況把握に努め、農地中間管理事業を活用した農地貸借を斡旋するなど、効果的な耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

続きまして、4 多面的機能支払交付金等に関する2点の要望について回答させていただきます。

6 ページを御覧ください。

(1) 農業用水路の浚渫につきましては、多面的機能支払交付金の対象事業となっており、現在同事業の推進を図っているところではありますが、農業施設の機能保全に有効な農業用排水路浚渫業務委託も引き続き予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

(2) につきましては、多面的機能支払交付金は、地域コミュニティの育成も一つの目的としていることから、非農家を含むより多くの住民参加を促してまいりたいと考えております。

続きまして、5 農業生産振興及び担い手対策に関する11点の要望について回答させていただきます。

7 ページを御覧ください。

(1) につきましては、これまで、減化学合成農薬、減化学肥料栽培を推進するぎふクリーン農業や、新技術を導入した特産農産物の生産に取り組む団体等に対して、こうした取り組みに必要な機械・施設等の導入助成を実施してきたところですが、今後も、引き続き支援を進めてまいります。

(2) につきましては、平成27年度から東京生薬協会との協定のもと、薬用作物の栽培を開始し、市内農業者で構成された薬用作物栽培協議会において栽培技術の習得と種苗の増産を進めております。

また、だいこん、えだまめ、ほうれんそう、柿、いちごといった本市特産農産物をぎふベジとして位置づけ、PRキャンペーンを実施するなど普及・啓発に努めることにより、農業所得の向上につながる取り組みを進めてまいります。

(3) につきましては、現在、国の農業次世代人材投資資金制

度を活用し、新規就農者の経営が安定するまでの間、最長5年間、年間最大150万円を交付しております。

今後も地域農業の維持・発展を図るうえで、新規就農者の育成・確保は必要不可欠であることから、引き続き支援に取り組んでまいります。

(4) 農薬の適正使用については、毎年4月に市内全農家を対象としたリーフレットの配布、また、農業委員会だより等による周知を行っておりますとともに、関係機関との連携のもと、市ホームページや市民向けの研修会を年2回開催しております。今後もこうした取り組みを通じ、農薬に関する正しい情報提供に努めてまいります。

また、農地へのゴミの投棄やペットの散歩時のマナーについては、広報紙を活用し、市民への啓発に努めてまいります。

8ページを御覧ください。

(5) につきましては、集落営農の法人化や経営の効率化等について、岐阜県農業会議と連携し、農業経営スペシャリストの派遣制度を活用した支援を実施してまいります。

また、産地構造改革支援事業により農業設備・機械等の導入を支援し、農業の効率化と、農業生産の基盤強化を推進してまいります。

(6) につきましては、市民農園は、食農教育をはじめ、地産地消の推進、耕作放棄地の解消において効果が期待できる取り組みであると考えております。そのため、本市では、平成24年度より市民農園開設支援事業をスタートし、農地所有者が行う特定農地貸付法に基づく農園整備等に対して費用の一部助成をするとともに市の広報紙を活用して利用者募集をするなど、市民に身近な市民農園整備を進めてまいりました。現在、市内には28箇所程市民農園が存在し、一部では利用者募集をしても応募がなく利用率の低下に苦慮している農園も見受けられることから、今後は開設希望者にこうした現状も理解していただいたうえで支援を進めてまいります。

(7) 回収につきましては、県、JAぎふと連携し、生産者等に回収日や回収方法等の周知を図ってまいります。

続きまして、9ページを御覧ください。

(8) につきましては、岐阜農林事務所、JAぎふ、ぎふアグリチャレンジ支援センター等と連携し、新規就農者に対する就農

支援や研修希望地の相談等、担い手の育成支援を進めてまいります。

(9) につきましては、農地に関する利用状況調査や意向アンケート等の結果を活用し、農地及び農家の現状把握に努め、農地中間管理機構や担い手への農地集積、集約により農業経営規模の拡大を図るとともに、関係団体との情報共有を推進してまいります。

(10) につきましては、年2回発行する「農業委員会だより」に農作物等の盗難被害についての注意喚起の記事を掲載するなど、農家への啓発に努めてまいります。

(11) につきましては、東京生薬協会等との連携協定に基づき、薬用作物の産地化に向けて栽培面積の拡大を図るとともに、販路開拓に向けた企業への売り込み等を行っております。

また、岐阜市薬用作物栽培協議会会員が薬用作物栽培や修治等の技術を習得するための先進地視察や試験栽培、薬用作物栽培に係る経費の一部支援を行うことで、薬用作物栽培に取り組む生産者や栽培面積を増やし、薬用作物の産地化を進めてまいります。

続きまして10ページを御覧ください。

6 遊休農地・耕作放棄地対策についてに関する4点の要望について、順次、回答させていただきます。

(1) につきましては、各地区毎に調査結果を取りまとめ、担当地区の委員と情報共有を図り、対応してまいります。

(2) につきましては、各集落毎に作成されている人・農地プランについて、地域の中心的な担い手となる経営体や、農地の出し手となる者の情報を随時更新することで、担い手への農地の集積や、連坦化を円滑に推進し、地域全体の農地保全と、農業経営の効率化を図ります。また、農地利用状況調査や農地に関する意向アンケート等により、農地と農家の現状把握に努めてまいります。

(3) につきましては、農業委員会と連携し、農地の利用状況を把握した上で、耕作放棄地の所在が判明した場合は所有者等に対し農地中間管理事業の活用を斡旋するなど改善を求め、耕作放棄地の発生及びゴミ等の不法投棄防止に努めてまいります。

11ページを御覧ください。

(4) につきましては、国に対し相続による農地の細分化への対策を講じるよう、要望いたします。

続きまして、7食農教育の推進に関する4点の要望について、順次、回答させていただきます。

(1) につきましては、健康増進課が所管する「第3次岐阜市食育推進計画」を基に、JAぎふをはじめとする農業関係団体、教育委員会、保育所等と連携のうえ情報共有に努め、岐阜市食生活改善推進員の育成・支援、岐阜県栄養士会との協働により、食農教育の充実及び体制強化を推進してまいります。

(2) につきましては、県や岐阜県農業協同組合中央会、市学校給食会と連携し、市内小中学校の給食に県内産農作物等を食材利用した際にかかる費用への一部助成を実施しています。今後も関係機関と連携し、学校給食を通じた地産地消の推進を図ってまいります。

また、本市では、食に関する実践的・体験的活動を通して学ぶ食の体験教室、及び地場農産物の活用、自校で栽培した農産物の活用等による学校給食独自献立といった取組を行っています。

本市の学校給食に使用する農作物は、一日の使用量が非常に多いため、市内産を優先的に使用したいという願いはあっても、希望する供給量が確保できない状況が生じる場合がございます。

そこで、現在は、学校給食独自献立という形で各学校が地元のJAぎふ各支店等と連携し、地元で収穫された青果物を味わう学校給食の実施を積極的に行っています。さらには、生産者の紹介や交流等も実施し、地産地消の啓発にも努めております。

今後もさらに栄養教諭と連携し、岐阜市版オリジナル教材を活用した授業を推進し、さらなる食農教育の充実を図ります。

12ページを御覧ください。

(3) につきましては、教育委員会と連携して食農教育児童実践支援事業を展開し、引き続き市内各小学校における食農教育活動への支援を実施してまいります。

市内全小中学校では、健康教育全体計画を作成する中で、食生活の大切さを理解し、望ましい食習慣を育てるため、計画推進の観点に食を位置づけています。栄養教諭や学校栄養職員と担任による栄養指導や、食を支える方々への理解を深めることを目的にお弁当の日を設け、自分で作ったお弁当を持参して食べる活動などを実施しています。

小学校の実践では、総合的な学習の時間において、米や枝豆などを、地域の方の協力を得ながら栽培している学校が数多くあり

ます。

その中には、自分たちで栽培したものを、地域の行事と一緒に調理して食べたり、販売したりする取り組みをしている学校もあります。

中学校の実践では、技術・家庭科の学習において、野菜を栽培したり、地域食材や食文化について学んだりしています。

今後も健康教育全体計画や学習指導計画をもとに、児童生徒が実践的・体験的に学ぶことができるようにしていきます。

(4) につきましては児童生徒が地域農業への理解を深めるため、食農教育児童実践支援事業により、市内の未利用農地等を活用して、小中学校が実施する食農教育への支援を実施してまいります。

また、各学校の栄養教諭等と連携して、地場農産物の学校給食への食材利用や生産者との交流等も実施しております。また、食農教育に関する本市のオリジナル教材「発見！岐阜市アグリ&フードのひみつ」も引き続き活用し、食農への取り組みはもとより、農業への理解や関心を深め、未来の担い手創出へと繋げていければと考えております。

続きまして、8有害鳥獣等の被害対策についてに関する5点の要望について、回答させていただきます。

13ページを御覧ください。

(1) につきましては、イノシシやニホンジカといった大型有害獣による農作物被害の軽減に対しては、捕獲による対策だけでなく、集落ぐるみでの鳥獣防護柵の設置等による被害防止対策を組み合わせ総合的な対策が不可欠であるため、引き続き鳥獣防護柵の設置等を目的とした補助事業の予算確保に努めてまいります。

(2) につきましては、アライグマやヌートリアといった小型有害獣捕獲用の檻の台数を増やし、窓口等で捕獲方法等の情報提供に努めた結果、昨年12月末時点で檻の貸し出しは、一昨年度年間実績の78%、捕獲実績は77%に達しています。今後も引き続き捕獲用檻の台数確保や情報提供等に努め、個人捕獲の推進を図ってまいります。

14ページを御覧ください。

(3) につきましては、昨年は、岐阜市農業委員会だより1月1日号に冬季のジャンボタニシ対策に関する啓発記事を、毎年4月には、全水稻農家に対してジャンボタニシの防除方法や防除暦

について記載した啓発チラシの配布を行っています。今後も引き続き、防除対策の周知に努めてまいりますので、市内の水稻農業者の皆さんが一丸となり、必要な対策に取り組んで頂けるよう、ジャンボタニシの大量発生防止に向けた情報提供等に努めてまいります。

(4) 果樹園等における農作物に被害を及ぼす小型鳥類対策につきましては、他都市の事例や本市での実績等を参考に、効果の高いカラス檻等による捕獲に努めてまいります。

(5) イノシシやニホンジカ等の大型獣の有害鳥獣の捕獲については、被害状況に応じて猟友会と協議して捕獲を実施しているところですが、指示頭数を超えた場合でも、引き続き捕獲が必要な場合は迅速に追加捕獲による対応を検討いたします。

続きまして、9 農業基盤整備対策についてに関する4点の要望について、順次回答させていただきます。

15 ページを御覧ください。

(1) 用排水路等の農業用施設の修繕につきましては、施設の点検結果を基に、改良・補修による長寿命化や更新の検討を行い、より一層、効果的な手法により計画的に整備を進めてまいります。

また、公共事業による農業用施設の移設などの補償につきましては、従来から地元の意見を尊重するよう事業者に対して求めており、引き続き要望を行ってまいります。

(2) 農業基盤の再整備については、整備内容に応じて活用できる事業メニューがあることから、各地域で必要な整備内容を取りまとめていただき、各土地改良区や用排水組合等を通じて御相談ください。

(3) につきましては、草刈等の管理を農業者が実施していることは、これまでも必要な機会を捉えて説明してまいりましたが、今後も引き続きPRに努めてまいります。農振農用地内の用排水路であれば、多面的機能支払交付金制度を活用することで、こうした取り組みに係る保険代金の計上や人件費の支出も可能となりますので、農地整備課まで御相談ください。

(4) 農業用ため池については、職員によるパトロールを年3回実施し、危険個所の早期発見に努めてまいります。

続きまして、10 市街化区域内農地の地方税軽減制度についてに関する3点の要望について、回答させていただきます。

16 ページを御覧ください。

(1) につきましては、本市の市街化区域内には多くの農地が存在し、園芸農業が盛んであるといった特性をふまえ、中長期的な農業振興の指針となる計画を策定することで、調整区域で盛んな土地利用農業とのバランスのとれた農業振興を進めてまいります。

(2)、(3) につきましては、まとめて回答させていただきます。固定資産税・都市計画税は、国の定める地方税法などの法令により、その評価や課税について規定され、これらに基づき、適正に課税を行っているところであります。市街化区域農地は、市街化調整区域農地と比べ、宅地としての潜在的価値を有している土地であると考えられることから宅地並みの評価とされています。評価については、地方税法第388条第1項に規定する固定資産評価基準において、市街化区域農地は宅地の価額を基準として求めた価額から通常必要と認められる造成費相当額を控除した価額とする旨が定められています。

また、地方税法附則第19条の3、第27条により、市街化区域農地に対する特例として、固定資産税及び都市計画税は、固定資産の評価額から、固定資産税は3分の1を乗じた額、都市計画税は3分の2を乗じた額を課税標準額とする軽減措置を適用し、税額を算出し、課税をしています。

要望に対する回答は、以上でございます。

続きまして、平成31年度農林部予算概要と農林水産関係予算について説明させていただきます。

お手元の議案18ページ平成31年度農林部予算概要と農林水産関係予算を御覧ください。

本市の総合計画であるぎふし未来地図に位置付けられた重点課題の中に、Ⅰ伝統や革新を活かした産業があり、働く場があるまちを実現するため、農林水産業の活性化と食の安全・安心の確保の2項目が位置付けられ、攻めと守りの2つの側面から、農業振興施策を展開していきます。Ⅱ食の安全・安心の確保につきましては、食肉地方卸売市場や中央卸売市場などの施設運営管理を通して計画実現に向け努めてまいります。

それでは、主な事業概要につきまして、順次御説明いたします。

1つ目の柱である1攻めの農林水産業のうち、①農業の持続的発展を図る事業の1つ目、薬用作物栽培推事業1千389万3千円は、薬用作物の産地化に向け、まずは産地育成の観点から、栽

培面積に応じた助成制度や、生産者団体への支援を継続し、昨年度作成した事業収支モデルを活用し、就農者と耕作面積の拡大を図り、薬用作物栽培にかかる公益社団法人東京生薬協会等との連携協定が最終年となる5年目を迎えることから、過去4年間の取り組みの成果と課題を総括し、今後の薬用作物産地化に向けた展開について検討してまいります。

2つ目のぎふベジブランド発信事業768万6千円は、岐阜市の特産農産物ぎふベジの認知度向上、ブランド化を図るための事業であります。旬のぎふベジの試食や紹介パンフレットの配布を、市内の集客性が高い場所で実施するとともに、首都圏では、期間を定めて岐阜いちごの加工品を用いたPR活動を展開することで、地産地消と地産外商の両面でぎふベジの普及・PRを実施します。その一方で、こうしたPR事業と連携しながら、ぎふベジ専用ホームページやフェイスブックなどのコンテンツを充実させ、より効果的なプロモーションを継続的に実施することで、ぎふベジの認知度とブランド力の向上に努めてまいります。

3つ目の農業振興ビジョン策定事業710万2千円は、新規事業です。

国において都市農業に関する法令等の整備が進む中、市街化区域内に、えだまめ、だいこん、ほうれんそうなどの特産産地を抱える本市において、こうした特徴を踏まえながら、郊外の農業振興地域内を中心に展開している土地利用型農業も併せた、本市全体の農業が持続的にバランスよく発展していくために必要な農業振興ビジョンを2箇年かけて策定いたします。

本年度は、ビジョン策定のための準備として、先進事例の調査、本市農業の実態把握、農業生産者の意向把握等の基礎調査を実施してまいります。

4つ目の機構集積支援事業808万1千円は、担い手への農地集積・集約を図るため、農地利用状況調査、農業委員会研修などを実施します。

続きまして、1攻めの農林水産業の2つ目の項目である②地産地消の推進の1つ目、ぎふ〜ど普及促進事業22万7千円は、広域連携の取り組みとして、岐阜地域3市2町で、積極的に地域内の農産物を商品や食材として使用する事業者を、ぎふ地産地消推進の店ぎふ〜どに認定し、地産地消に係る取り組みの周知と、地場産品及びその加工品の生産及び消費拡大を図ってまいります。

2つ目の農業まつり開催事業150万円は、本市の地産地消の取り組みを周知するため、JR岐阜駅北口駅前広場において、第9回目となる岐阜市農業まつりを開催します。

3つ目の食農教育児童実践支援事業100万円は、市内の小学生が、食物生産に関わる農業者への理解と感謝の気持ちを養うことを目的に、各地域の学校や農政推進委員会等が実施する水稻栽培や野菜づくり、餅つきなど、農業体験活動による食農教育を推進します。

続きまして、19ページを御覧ください。

農林部のもう1つの柱であります2守りの農林水産業の1つ目の項目①新たな担い手の確保と育成を図る事業の1つ目、農業人材力強化総合支援事業2千550万円は、新規就農者に対して、収入の不安定な時期に年間最大150万円を5年間に亘り助成いたします。

2つ目の産地構造改革支援事業8千219万5千円は、農業所得の向上に向けた産地構造転換に必要な農業用施設の整備や機械等の導入に対し、県単独事業である元気な農業産地構造改革支援事業に市費の上乗せを行うことで、本市農業の実態に即した産地構造改革を進めてまいります。

3つ目のかんがい排水・機械揚水事業1億5千103万円は、老朽化した用水路や揚水機などの農業用施設の改良工事を実施してまいります。

続きまして、2守りの農林水産業の2つ目の項目②内水面漁業の振興と森林整備の促進を図る事業の1つ目、森林経営管理事業2千333万1千円は、新規事業でございます。

本年度から始まる森林環境譲与税を活用し、森林管理が適正に行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と森林組合等といった林業経営者をつなぐシステムを構築してまいります。国の森林環境譲与税課税がスタートするまでの5年間は事業の準備期間として、今後の事業の方針を定める事業実施計画の策定と、人工林の林地台帳の整備を進めることとし、その経費に森林環境譲与税を充てていきたいと考えております。

2つ目、森林等環境整備事業1千937万5千円は、県の清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、ながら川ふれあいの森において、下刈りなど里山林の整備や、維持管理計画に基づいた防護柵の取り換えなど施設の再整備を実施してまいります。

3つ目、たずさえの森事業174万9千円は、分収造林契約を締結した長良川上流域の自治体の森で、森林資源の造成と長良川の清流維持を図るため、間伐や下刈りなどの森林管理を行います。

4つ目の魚類放流事業566万6千円は、未成魚アユの放流及び人工ふ化を実施する事業として、世界農業遺産に認定された清流長良川の鮎の確保に努め、内水面漁業の振興を図ってまいります。

最後に、重点課題のⅡ食の安全・安心の確保では、食肉地方卸売市場及び中央卸売市場の円滑な施設管理・運営を行い、地域の食の安定供給に努めてまいります。

農林部の主な事業の概要につきましては、以上のとおりでございます。なお、農業委員会事務局をはじめ、農林部各課、市場に関する各セクション毎の主な主要事業概要に関する記載は、議案20ページから27ページに記してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

ただいま農林部次長から要望書に対する回答と平成31年度農林部予算について説明をいただきました。

数多くの要望に答えていただいております。今年度の事業の推進をよろしくお願いいたします。

議長

続きまして、議案第18号平成31年度農業委員会農業振興対策の重点事業計画についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

内藤
事務局長

議案第18号平成31年度農業委員会農業振興対策の重点事業計画についてを説明いたします。

お手元の議案29ページを御覧ください。

はじめに岐阜市農業委員会重点事業実施方針ですが、我が国の農業は、従事者の高齢化や後継者不足、輸入農産物の増加への対応、担い手の減少、遊休農地の増大など乗り越えなければならない課題が山積しています。

平成28年の農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用の最適化の取り組みが農業委員会の業務として、より明確化・重点化され、本農業委員会においても平成30年2月に策定した

農地等の利用の最適化の推進に関する指針に沿って取り組んでいます。

今後さらに、担い手への農地集積・集約を加速していくことが求められています。

農業委員会は地域の農業者の代表として、公平・公正かつ適正に農地を管理するとともに、農地利用の最適化を推進し、農業生産基盤である優良農地の確保を図り、農業を広く市民に周知することで意欲と希望が持てる農業経営の実現に向けて、関係機関・団体と連携して次の重点事業を推進します。

続きまして30ページを御覧ください。

1 担い手の育成と農地利用集積等の推進の(1) 事業実施計画について、農業委員会は、中心となる担い手の育成と、担い手への農地集積・集約により、農地の保全・有効利用と生産性の高い効率的な農業経営を図るため、農地利用の最適化を推進してまいりました。その結果、利用権設定面積は平成31年3月末現在で、822.8ヘクタールとなっています。

今後、地域での話し合いに積極的に参加し岐阜市人・農地プランの実質化を推進するとともに、中心となる担い手の育成及び担い手への農地利用の集積・集約を進めます。

(2) 推進方法について、新規の利用権設定面積を今年度は、20.0ヘクタール以上とします。農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業を活用し、各地区農政推進委員会の協力を得て、利用権設定又は農地中間管理事業による貸借の設定を推進します。

また、関係団体と連携し、農家、団体に対する相談会等の開催や、集落営農組織の育成と法人化、認定農業者への誘導を図り、優良農地の確保に努めます。

続きまして、2 遊休農地の発生防止と解消の(1) 事業実施計画について、遊休農地は、本市においても平成31年3月末現在で25.2ヘクタール存在しています。

遊休農地の発生防止と解消は、農地法改正により農業委員会の重要な業務となり、本年度も引き続き遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みを実施します。

31ページを御覧ください。

(2) 推進方法について、本年度も引き続き農地利用状況調査の実施と、土地所有者への指導、担い手農家への斡旋などの事業を通して、8.5ヘクタールの遊休農地を解消することを目標に

取り組みます。

続きまして、3食農教育の定着と普及推進の(1)事業実施計画について、本市では、30年3月に策定した第3次食育推進計画に基づき、取り組みを推進しています。

これまで農業委員会では平成15年度から子どもを対象とした食農教育事業を計画し、各地区で推進してきました。

また、平成23年度から地産地消立市の実現に向け、食農教育児童実践支援事業を実施し、平成25年度からは市民農園を利用して土づくりから始まる一連の農作業に加え、収穫した農作物を使った調理体験を実施しています。

今年度も引き続き食農教育児童実践支援事業を、農業委員、農地利用最適化推進委員、農政推進委員、教育関係者、農業団体が一体となって推進します。

(2)推進方法について、農業委員会、農政推進委員会が中心となって、JAぎふ、教育関係者、農業関係者等の協力を得て、小学生を対象に農作物の栽培、収穫、調理体験の機会を提供し、市内全小学校の参加を目標とし取り組んでいきます。

32ページを御覧ください。

4農業関係者研修会の実施の(1)事業実施計画について、農地の有効活用と、将来を見据えた先進的な農業経営を学び、新たな農業経営の展望を見出すため研修を実施し、情報の共有と意識の向上に努めます。

(2)推進方法について、開催にあたっては、市農林部、JAぎふ営農部の協力を得て、市内の農業関係者に対する研修会を開催します。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

ただいま、議案第18号について説明がありました。

平成31年度農業委員会農業振興対策の重点事業計画については、4項目ありますが、いずれも地域の農業振興を図る上で、重要な事業でありまして、今年度、農業委員会が積極的に取り組んでいく必要があるものです。

ただいまの説明について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて

て、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

ただいま、決定した重点事業は、委員の皆さんが、地域で積極的に推進をしていただくこととなりますので、よろしく願います。

議 長

続きまして、議案第19号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

高島副主幹

それでは、議案第19号について、農業委員会事務局の高島から説明させていただきます。

これは、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農地等の利用の最適化の推進が必須業務となったことに併せ、業務の推進状況及び農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等で公表することが法定化されたことに伴い、活動状況について公表するものでございます。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について説明いたします。

35ページを御覧ください。

I 農業委員会の状況の1 農業の概要につきましては、耕作面積は農林水産省の耕作及び作付面積統計、経営耕地面積は2015年農林業センサスのデータに基づいております。また、遊休農地面積は平成30年度の利用状況調査の結果に、農地台帳面積は平成31年3月31日現在の農地基本台帳に基づいております。

2 農業委員会の現在の体制は記載のとおりでございます。

36ページを御覧ください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、2平成30年度末の実績は、822.8ヘクタール、集積率は20.8パーセントでございます。

3の目標の達成に向けた活動を行いました。

4 評価の案は記載のとおりでございます。

37ページを御覧ください。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、平成30年度は新たに4経営体が参入しました。

3目標の達成に向けた活動を行いました。

4評価の案は記載のとおりでございます。

38ページを御覧ください。

Ⅳ遊休農地に関する措置でございますが、農地利用状況調査を調査員による現地調査の方法で実施したところ、遊休農地面積が25.2ヘクタールあり、所有者に対し意向調査を実施し、30年度末までに、8.6ヘクタールを解消いたしました。

32の目標の達成に向けた活動は記載のとおり実施しました。

4評価の案は記載のとおりでございます。

39ページを御覧ください。

Ⅴ違反転用への適正な対応につきましては、通年の農地パトロールを実施し、解消に向けて指導をいたしました。

40ページを御覧ください。

Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきまして、1農地法第3条に基づく許可事務の実施状況でございますが、農業委員会総会におきまして、農地法の許可案件について、事務局から許可基準に合いたする旨を説明し、担当農業委員から地域との協調等の状況について意見を述べていただくことを実施し、平成30年度は、99件処理いたしました。

2農地転用に関する事務の実施状況でございますが、1と同様に、農業委員会総会におきまして、農地法の許可案件について、事務局から許可基準に合いたする旨を説明し、重要案件につきましては、担当農業委員から地域との協調等の状況について意見を述べていただくことを実施し、平成30年度は59件処理いたしました。

41ページを御覧ください。

3農地所有適格法人からの報告への対応でございますが、平成30年度は、管内26法人のうち、岐阜市に報告書提出が必要な22の農地所有適格法人の全てから報告がございました。

続きまして、4情報の提供等につきましては記載のとおり実施いたしました。

42ページを御覧ください。

Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきまして

ては、記載のとおりでございます。

Ⅷ事務の実施状況の公表等でございますが、1 総会の議事録は、ホームページ及び書面にて公表しております。3 活動計画の点検・評価につきましてもホームページに公表しております。

以上が、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案でございます。

続きまして43ページを御覧ください。

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について説明させていただきます。

I 農業委員会の状況の1 農家・農地等の概要の農家数等につきましては、2015年農林業センサスのデータに基づいております。耕作面積は農林水産省の耕作及び作付面積統計、経営耕地面積は2015年農林業センサスのデータに基づいております。また、遊休農地面積は平成30年度の利用状況調査の結果に、農地台帳面積は平成31年3月31日現在の農地基本台帳に基づいております。

2 農業委員会の現在の体制は記載のとおりでございます。

44ページを御覧ください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化の1 現状及び課題でございますが、平成31年3月末現在の管内農地面積は3,950ヘクタールで、これまでの集積面積は822.8ヘクタールでございます。平成31年度は、目標集積面積を842.8ヘクタールとしております。

続いて、III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の現状について、新規参入者は平成28年度は5経営体、平成29年度は2経営体、平成30年度は4経営体でございます。

平成31年度の新規目標数は、5経営体でございます。

45ページを御覧ください。

IV 遊休農地に関する措置につきましては、平成31年3月末現在の管内農地面積は3,975ヘクタール、うち、遊休農地面積は25.2ヘクタールでございます。

平成31年度の目標解消面積は、8.5ヘクタールでございます。

V 違反転用への適正な対応でございますが、今年度も、通年の農地パトロールを実施し、早期発見による未然防止にあたる一方、広報紙に農地転用制度及び違反の場合の罰則について掲載し、周

知に努めます。

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画案は、以上でございます。

議案第19号の説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画案については、農業委員会等に関する法律で情報の公開が定められています。

ただいまの説明について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

ただいま、決定させていただきました、点検・評価並びに計画案につきましては、ホームページで公開して地域農業者等の御意見を募集した後に、総会に上程させていただく予定です。

ここで、いったん約10分休憩いたします。

16時30分に会議を再開いたします。

【休憩】

議長

それでは、会議を再開いたします。

引き続き、議案の審議に入ります。議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹係長

それでは、議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について説明いたします。

46ページを御覧ください。

今回出願がありました農地につきまして、民事執行規則による強制執行として、岐阜地方裁判所において期間入札の公告が行われております。

入札に付される物件は農地でありますので、入札に参加するためには、民事執行規則第33条による買受申出の資格の制限として、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受について農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができるものであります。

買受適格証明の発行にあたりましては、入札の結果、当該証明書の交付を受けた者がその農地の買受人となり、農地法第3条の許可申請がされた場合に、証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可するものとして併せて提案しておりますので、農地法第3条の不許可基準に抵触しないことが要件となります。

今回は1件提出されています。

47ページをお願いします。出願内容の1番の七郷地区からの提出案件は、農業経営の拡大を図る出願人が、田を買い受けるものです。出願人は耕作の経験が豊富で、居住地から申請地までの距離は、車で30分程で通作には問題ありません。

なお、農地法第3条第2項に規定する不許可基準は、1不耕作目的や効率的に利用しない場合、2農作業に常時従事しない場合、3下限面積の制限、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合等です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第20号について事務局から申請内容の説明がありました。

申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員より説明をいただきます。

それでは、47ページ1番の七郷地区からの申請については担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

出願人が、今回買い受けを希望する農地では今後、水稻を栽培予定とのことであります。

3月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地

立会いを行いました。

出願人は、居住地の揖斐郡大野町にて認定農業者であり、耕作への意欲も強く、地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しております。地元といたしまして、証明書発行をしても問題はないと考えます。

議長

ありがとうございました。

議案第20号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第21号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転6件、使用貸借による権利の設定2件、地上権の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹係長

それでは、議案第21号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し若しくは移転する場合の許可申請であります。

今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

49ページをお願いいたします。

申請明細1番長良地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細2番常磐地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細3番北長森地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ田を貸すものです。

50ページをお願いいたします。

申請明細4番茜部地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の廃止をする譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細5番芥見地区からの申請内容は、地上権の設定で、農家分家住宅建設に伴い、排水管を埋設するものです。

申請明細6番合渡地区からの申請内容は、解除条件付き使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の参入を図る譲受人へ畑を貸すものです。羽島市で、同時に申請を出されており、合計で最低経営面積の40アールを超過する見込みのため許可し得るものです。

申請明細7番、8番、9番三輪地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第21号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、49ページ1番の長良地区の申請については、担当地区の森瀬宏委員、御説明をお願いします。

森瀬委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、隣地の農地の所有者である譲受人へ農地を売買するものであります。

3月27日に、農地利用最適化推進委員、農政推進委員、事務局職員と共に、現地立会いを行いました。

譲受人は、長良地区で主に果樹を中心に栽培しており機械も十分に保有しております。今回の申請地では、水稻を栽培する予定です。

また、地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元といたしましても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく49ページ2番の常磐地区からの申請については、担当地区の河田均委員、御説明をお願いします。

河田委員

譲受人は、長年、常磐地区で水稻と野菜栽培しており、機械も十分に保有しております。

また、地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元といたしましても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく49ページ3番の北長森地区からの申請については、担当地区の林明委員、御説明をお願いします。

林委員

今回の申請は、高齢のため農業経営を縮小する使用貸人から、使用借人に農地を貸借するものです。

申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。

また、使用借人は認定農業者及び農地所有適格法人であり、地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、50ページ4番の茜部地区からの申請については、担当地区の林安廣委員、御説明をお願いします。

林委員

今回の申請は、農業経営を廃止したい譲渡人が、隣地を所有している譲受人に農地を譲り渡すものです。

3月18日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員で現地立会いを行いました。

譲受人は、申請地において水稻の栽培を行う予定と聞いております。地元として許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく50ページ5番の芥見地区からの申請については、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

今回の申請は、過去に農地法の許可を受けて農地の地下に排水
管を埋設したことに伴い、地上権の設定をするものです。

申請地は、排水管理設後に畑に復元されており、地上権設定後
も引き続き土地所有者が耕作する予定です。周辺農地や水路に特
に支障も無いように思われますので、地元として許可は問題ない
と考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく50ページ6番の合渡地区からの申請につ
いては、担当地区の國井忠男委員、御説明をお願いします。

國井委員

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から農業経営の拡
大したい使用借人が農地を貸借するものです。

使用借人の代表者は、以前からこの農地を借り受けて薬用作物
を栽培していましたが、今回農業経営を法人化することとなり、
法人として改めて権利の設定を行うものです。

申請地は、昨年夏の豪雨により被害を受けましたが、その後
も根気よく耕作されています。引き続き薬用作物を栽培すること
です。地元の取り決めも十分に理解していただいております
ので、許可は問題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく50ページ7番及び51ページ8番、9番
の三輪巖美地区からの申請については、担当地区の福田正義委員、
御説明をお願いします。

福田委員

今回の申請3件について、それぞれの譲受人は同一農家世帯の
者ですので、まとめて説明します。

譲渡人は、相続で水田を取得しましたが、高齢により農業経営
の縮小を図るため、親戚である農業経営の拡大を図る譲受人に田
を譲り渡すものです。

また、現地立会いを譲受人側の代表者と事務局職員とで先月の
3月22日に実施しており、地元農政推進委員会としても問題な
いと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第21号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第22号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転1件、賃借権の設定2件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹係長

それでは、議案第22号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

53ページをお願いいたします。

用途区分別総括表にありますように、用途区分別では一般個人住宅が1件、工・鉱業用地が1件、土砂等採取用地が1件、再生エネルギー発電施設が1件で、転用面積は田、15,481平方メートルとなっております。

54ページをお願いいたします。

申請明細1番常磐地区の申請内容は、賃貸借設定による資材置場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

ただし、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されることから許可し得るものです。

申請明細2番南長森地区の申請内容は、使用貸借設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、鉄道の駅の周辺おおむね5

00メートル以内の区域にある農地であり、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

55ページをお願いいたします。

申請明細3番芥見地区の申請内容は、賃貸借の設定による砂利採取地への一時転用です。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内の農地です。周辺の農地等に営農条件に支障がないこと、一時転用が妥当であることから許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、94ページに位置図を付けてございます。御覧ください。右上の周辺地図ですが、転用される場所は、芥見地区の北部で、福富川沿いの、三輪南小学校から南へ約2,000メートルのところに位置している農地でございます。

56ページをお願いいたします。

申請明細4番三輪地区の申請内容は、所有権移転による太陽光発電施設への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第22号について事務局から説明を受けましたが、55ページ3番の芥見地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いました。事務局より説明をします。

則竹係長

先月25日に事業者、事務局職員で現地立会いを行いました。事業者から、砂利採取法に基づいて計画どおり事業を行うこと、周辺農地や水路、住民に対して十分な配慮をすること、埋戻土は良質な土を使用し田に復元することを確認しましたので、地元として許可は問題ないと判断しているとのことでした。

議長

ありがとうございました。

議案第22号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第23号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出28件、第4条届出17件、第5条届出63件、以上を報告させていただきます。

事務局の説明を求めます。

則竹係長

それでは、議案第23号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

58ページをお願いいたします。

各地区別の報告となっております。届出のありました42件の内訳は、田が52筆49,256平方メートル、畑が73筆22,497.37平方メートル、合計125筆71,753.37平方メートルです。

続きまして59ページをお願いいたします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区分別では、一般個人住宅が6件、集団住宅その他が5件、貸駐車場・資材置場が3件、再生エネルギー発電施設が1件で、その他が2件、合計17件で、面積は、田、畑合計で7,258.14平方メートルとなります。

受理明細は60ページから64ページに記載してございます。

続きまして65ページをお願いいたします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区分別では、一般個人住宅が26件、集団住宅その他が21件、道水路・鉄道用地が1件、工・鉱業用地が4件、店舗等施設が8件、貸駐車場

・資材置場が2件、再生エネルギー発電設備が1件、合計63件で、面積は、田畑合計で36,124平方メートルとなっております。

受理明細につきましては、66ページから82ページとなります。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用で、届出内容が適法であると認められたものについて、平成31年3月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告しております。

以上でございます。

議長

ただいまの議案第23号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議長

引き続きまして、議案第24号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は2件、以上の議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹係長

それでは、議案第24号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明いたします。

84ページをお願いいたします。

今回は、2件提出されており、特例適用農地面積は、田が7,475平方メートル、畑が2,103平方メートル、合計9,578平方メートルとなります。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第24号について事務局から説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、現在、黒野地区及び岩地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いいたします。

野々村委員

黒野区内の砂利採取の状況を報告いたします。

埋戻し作業は終了し、4月3日に工事完了報告書が提出されました。現場が農地に復元されていることを4月5日に確認しております。砂利採取が完了したことから、今回で状況報告を終了いたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、岩地区の工事の進捗状況について、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いいたします。

清水委員

芥見嵯峨2丁目地内の砂利採取につきましては、先月に引き続き表土の埋戻し作業を行っております。

3月19日に県及び市の関係部局による定期立入検査を行いました。特に問題はありませんでした。先月の総会で、3月末頃に完了する予定とお伝えしましたが、表土の高さ調整に時間を要しており、4月中には完了する予定と聞いております。

工事完了まで引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま、報告のありました工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告については、これ

をもって終わらせていただきます。

なお、岩地区については今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

議長

引き続きまして、別冊の第4回農業委員会総会議案その2でございます。議案第25号農用地利用集積計画の決定について、賃借権の設定9件、使用貸借による権利の設定1262件、所有権の移転1件、以上について、平成31年4月8日付け岐阜市農政第12号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

谷口副主査

農林政策課の谷口と申します。よろしく申し上げます。

議案第25号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。表紙に平成31年第4回岐阜市農業委員会総会議案その2農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律関係と書かれている冊子を御覧ください。

まず、1ページを御覧ください。

今回の農用地利用集積計画の内容は、賃借権の設定が9件、使用貸借による権利の設定が1,262件、所有権の移転が1件となっております。

なお、賃借権と使用貸借の設定期間ごとの件数は、下段に記載のとおりです。

また、記載しておりませんが集積する面積は、賃借権が、5,632平方メートル、使用貸借が、119万5,966.84平方メートル、所有権移転が、959平方メートルであり、合計面積は120万2,557.84平方メートルとなっております。

新規と更新の内訳につきましては、新規が32万2,703平方メートル、更新が87万9,854.84平方メートルとなっております。

次に、集積の内容について、御説明いたします。

2ページを御覧ください。

こちらは、設定期間3年の相対の賃貸借による総括表であります。

借賃に関しまして、右端から2列目に記載してございますが、いずれも地域内の実情を考慮し、問題ないものと考えております。

続いて、3ページを御覧ください。

3ページと4ページは、設定期間3年の相對の使用貸借による総括表であります。

次に、5ページを御覧ください。

こちらは、設定期間5年の相對の使用貸借による総括表であります。

続いて、6ページを御覧ください。

こちらは、設定期間5.5年の相對の使用貸借による総括表であります。

次に、7ページを御覧ください。

こちらは、設定期間6年の相對の使用貸借による総括表であります。

続いて、8ページを御覧ください。

8ページと9ページは、設定期間10年の相對の使用貸借による総括表であり、これらは全て農地中間管理機構に対し、農地を貸し出すものであります。

次に、10ページを御覧ください。10ページから30ページは、設定期間3年の農地利用集積円滑化事業の使用貸借による総括表であります。

続いて、31ページを御覧ください。

こちらは、設定期間6年の円滑化事業の貸借による総括表であります。

借賃に関しまして、右端から2列目に記載してございますが、地域内の実情を考慮し、問題ないものと考えております。

次に、32ページを御覧ください。32ページから47ページは、設定期間6年の円滑化事業の使用貸借による総括表であります。

続いて、48ページを御覧ください。

こちらは、設定期間10年の円滑化事業の使用貸借による総括表であります。

続いて、49ページを御覧ください。

こちらは、設定期間0.5年の担い手への面的集積の使用貸借による総括表であります。

次に、50ページを御覧ください。

こちらは、設定期間1年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

続いて、51ページを御覧ください。

こちらは、設定期間1．5年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

次に、52ページを御覧ください。

こちらは、設定期間2年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

続いて、53ページを御覧ください。

こちらは、設定期間2．5年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

次に、54ページを御覧ください。

こちらは、設定期間3年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

続いて、55ページを御覧ください。55ページから56ページは、設定期間3．5年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

次に、57ページを御覧ください。

こちらは、設定期間4年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

続いて、58ページを御覧ください。

こちらは、設定期間4．5年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

次に、59ページを御覧ください。

こちらは、設定期間5年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

続いて、60ページを御覧ください。

こちらは、設定期間5．5年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

次に、61ページを御覧ください。

こちらは、設定期間6年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

続いて、62ページを御覧ください。

こちらは、所有権の移転による集積の総括表であります。

以上、説明いたしました農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にそれぞれ該当しているものと考えます。

議案第25号についての説明は以上であります。

議長

ただいま、議案第25号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第26号農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定について、使用貸借による権利の設定48件、以上について、平成31年4月9日付け岐阜市農政第14号をもって岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

本條主任

農林政策課の本條と申します。よろしくお願いたします。

それでは、議案第26号農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定についての内容を説明いたします。

64ページの様式第3号2アの農用地利用配分計画案を御覧ください。

この配分計画案は、農地の出し手と受け手について氏名・住所、土地の所在地、貸付先、利用権の種類、内容、貸借する期間等を記載しております。

農地中間管理機構から受け手に農地を貸すためには、この計画案を作成する必要があり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会の意見を聞いて定めることとなっておりますので、今回、議案として提出させていただきました。

本事業を活用する貸借の件数は、48件あり、内訳は、合渡地区が11件、方県地区が1件、西郷地区が7件、山県地区が4件、常磐地区が25件、となっております。

各地区の農地の受け手につきましては、合わせて7経営体となります。

また、本事業を活用する農地の所在地については、66ページ

から 82 ページの地図に記載されており、黒く塗られている農地が、今回、本事業の該当する農地となります。

議案第 26 号の説明は以上でございます。

議長

ただいま、議案第 26 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、別冊の第 4 回農業委員会総会議案その 3 でございます。議案第 27 号岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、平成 31 年 3 月 29 日付け岐阜市農政第 193 号をもって岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

出口主任

農林政策課の出口と申します。よろしくお願いたします。

議案につきましては、表紙に平成 31 年第 1 回岐阜市農業委員会総会議案その 3 農業振興地域の整備に関する法律関係と書かれている冊子となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、1 ページからの議案第 27 号岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての内容を説明いたします。

今回は、1 件の軽微な変更としての用途区分の変更、4 件の農用地からの除外の申出に対する意見の決定を御審議いただくものでございます。

3 ページに記載の軽微な変更として、農業用施設用地に用途区分変更するものが 1 件で、田が 1 筆の 1, 425 m²となります。

続いて、5 ページに記載の除外につきまして、田が 3 筆と畑が 1 筆で合計 917.64 m²の農用地除外となります。

続きまして、5 ページを御覧ください。

農用地区域から除外等の申出があった 4 件の詳細が書いてあり

ますので、概要を説明いたします。

整理番号1は、網代地域の農家住宅の申出でございます。9ページの申出地と示されている部分で、面積は403平方メートルであります。

整理番号2は、岩地域からの障がい者福祉施設の増築の申出でございます。10ページの申出地と示されている部分でございます。面積は718平方メートル内248平方メートルであります。

整理番号3は、三輪地域の分家住宅の申し出でございます。11ページの申出地と示されている部分で、面積は2,183平方メートルの内144.64平方メートルであります。

整理番号4は、三輪地域の河川の拡幅工事に伴う分家住宅の移転及び増築の申し出でございます。12ページの申出地と示されている部分で、面積は467平方メートルの内122平方メートルであります。

最後に、7ページにお戻りください。

3の市町村検討調書に記載されておりますように、除外の申出のありました4件は、いずれも農業振興地域の整備に関する法律に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものでございます。

第27号議案の御説明は以上でございます。

議 長

ただいま、議案第27号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第28号岐阜市農業委員会嘱託員の設置及び勤務条件に関する要綱の制定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

高島副主幹

議案第28号について、説明させていただきます。

総会議案その1の85ページをお願いします。

岐阜市農業委員会嘱託員の設置及び勤務条件に関する要綱の制定についてございます。この要綱は、今年度、農業委員会に農地相談嘱託員を設置するため、嘱託員の設置及び勤務条件について規定するものです。

要綱の詳細につきましては、86ページから93ページを御覧ください。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第28号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長
議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。
以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしましたので、本日の会議はこれにて終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後5時37分閉会を宣す。